

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【産業経済局総務政策部雇用政策課】2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】8
- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】9
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】10
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】11

◇ 公 告

- 調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会北九州市立高等理容美容学校】12
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】15
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】16

北九州市告示第 3 3 2 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 6 条の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 7 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					期間	
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	平成 2 9 年 7 月 2 2 日から同年 1 0 月 1 日まで
		個人	1 人	5 0 0 円	2 5 0 円	
		団体（3 0 人以上）	1 回	4 0 0 円	2 0 0 円	

北九州市告示第 3 3 3 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 7 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 9 年 1 2 月 2 9 日から平成 3 0 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	平成 2 9 年 6 月 1 2 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所

J R 門司港駅周辺地区 自転車放置禁止区域	2 台	平成 2 9 年 6 月 1 2 日	
門司区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 2 9 年 6 月 1 9 日	
	3 台	平成 2 9 年 6 月 2 7 日	
	2 台	平成 2 9 年 6 月 2 8 日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 8 台	平成 2 9 年 6 月 7 日	北九州市小倉北区青葉二丁 目 1 番 青葉自転車保管所
	1 6 台	平成 2 9 年 6 月 1 5 日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	3 台	平成 2 9 年 6 月 2 3 日	
小倉北区自転車放置禁 止区域外	5 台	平成 2 9 年 6 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一 丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	平成 2 9 年 6 月 8 日	
	1 台	平成 2 9 年 6 月 9 日	
	4 台	平成 2 9 年 6 月 1 6 日	
	1 台	平成 2 9 年 6 月 1 9 日	

	2台	平成29年 6月23日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	9台	平成29年 6月9日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2台	平成29年 6月13日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	11台	平成29年 6月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成29年 6月2日	
	5台	平成29年 6月6日	
	3台	平成29年 6月8日	
	4台	平成29年 6月9日	
	5台	平成29年 6月12日	
	1台	平成29年 6月13日	
	3台	平成29年 6月15日	
	1台	平成29年	

		6月16日	
	3台	平成29年 6月19日	
	6台	平成29年 6月23日	
	1台	平成29年 6月26日	
	4台	平成29年 6月27日	
	2台	平成29年 6月28日	
J R 若松駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	平成29年 6月27日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止 区域外	1台	平成29年 6月5日	
	2台	平成29年 6月20日	
八幡東区自転車放置禁 止区域外	1台	平成29年 6月13日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
	3台	平成29年 6月22日	
	2台	平成29年 6月30日	

J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	平成 2 9 年 6 月 2 0 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3 台	平成 2 9 年 6 月 1 4 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3 台	平成 2 9 年 6 月 8 日	
八幡西区自転車放置禁 止区域外	1 4 台	平成 2 9 年 6 月 2 3 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 5 台	平成 2 9 年 6 月 2 2 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 台	平成 2 9 年 6 月 1 6 日	
戸畑区自転車放置禁止 区域外	3 台	平成 2 9 年 6 月 1 9 日	
	1 7 台	平成 2 9 年 6 月 2 9 日	

北九州市告示第 334 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 7 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
もやい内科診療所	北九州市八幡西区鉄王二丁目 2 番 4 3 号	診療所の休止のため	平成 29 年 3 月 1 日

北九州市告示第 335 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定に基づき、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第 78 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 第 1 号及び施行規則第 140 条の 23 の規定により次のように告示する。

平成 29 年 7 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4051 56	ラ・ナシカ くら	北九州市小倉北 区東篠崎三丁目 2番22号	株式会社 シダー	平成 29 年 7 月 1 日

北九州市告示第 336 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び第 115 条の 20 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 7 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40902 00199	デイサービス さんぽ道	北九州市若松区 鴨生田二丁目 6 番 9-101 号	合同会社 ゆ う	平成 29 年 7 月 1 日
40901 00449	リハビリド 門司港	北九州市門司区 老松町 5 番 16 号	株式会社ヒュ ーマネクス	平成 29 年 7 月 1 日
40907 00578	リハビリド 八幡黒崎	北九州市八幡西 区別当町 1 番 2 5 号	株式会社ヒュ ーマネクス	平成 29 年 7 月 1 日
40904 00559	医事研HOT デイサービス センター	北九州市小倉北 区中井三丁目 1 7 番 1 号 錦プ ラザビル 1F	有限会社 医 療事務研究会	平成 29 年 7 月 1 日
40906 00158	あんしん館八 幡センター	北九州市八幡東 区尾倉一丁目 9 番 26 号	一般社団法人 オフィスイン バシ	平成 29 年 7 月 1 日
40905 00416	つばさデイサ ービス笑和く らぶ下曾根	北九州市小倉南 区下曾根一丁目 3 番 5 号	株式会社まな び	平成 29 年 7 月 1 日

2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40905 00408	小規模多機能 型居宅介護 ふたばのみの り	北九州市小倉南 区高野三丁目 1 1 番 1 号	社会福祉法人 双葉会	平成 29 年 7 月 1 日

北九州市告示第 3 3 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 7 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 5 0 5 0 9 6	つばさデイサービス笑和くらぶ下曾根	北九州市小倉南区下曾根一丁目 3 番 5 号	株式会社つばさ	平成 2 9 年 6 月 3 0 日
4 0 7 0 7 0 6 6 3 7	リハプライド八幡黒崎	北九州市八幡西区別当町 1 番 2 5 号	株式会社 S m a r t L i f e	平成 2 9 年 6 月 3 0 日
4 0 7 0 1 0 2 5 1 4	リハプライド門司港	北九州市門司区老松町 5 番 1 6 号	株式会社 S m a r t L i f e	平成 2 9 年 6 月 3 0 日
4 0 7 0 4 0 3 4 3 3	デイサービスセンター あんずの郷	北九州市小倉北区真鶴二丁目 3 番 2 5 号	医療法人おおう会	平成 2 9 年 6 月 3 0 日

2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 9 0 3 0 0 0 7 2	グループホーム わらい	北九州市戸畑区新川町 5 番 6 号	木曾工業株式会社	平成 2 9 年 6 月 3 0 日

北九州市公告第513号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 調達契約の名称及び数量

平成29年度学校電話設備借入及び保守 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年10月1日から平成36年9月30日まで

(4) 履行場所 市長が指定する場所

(5) 入札方法 総価（機器借入れ料及び保守料の合計額）により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

北九州市立高等理容美容学校

イ 日時 公告の日から平成29年8月23日まで（日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付するので事前に北九州市立高等理容美容学校へ連絡し交付日時の指定を受けること。

(3) 入札説明会は開催しない。

(4) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年7月28日午後5時までに競争参加資格の確認申請書を北九州市立高等理容美容学校に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

北九州市立高等理容美容学校1階 多目的室

イ 日時 平成29年8月23日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立高等理容美容学校

〒805-0061 北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

電話 0 9 3 - 6 6 3 - 2 2 2 3

北九州市公告第515号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月21日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	LED 調光調色カッタースポットライト 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成29年10月6日
	納入場所	北九州市立美術館（北九州市戸畑区西鞆ヶ谷21番1号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成29年8月4日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成29年8月14日から同月25日までの午前9時から午後7時まで及び同月28日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成29年8月28日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項、第4項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第516号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
児童生徒用机及び椅子 一式（机 2, 107台及び椅子 2, 252脚）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月5日
- 4 落札者の名称及び住所
有限会社富士事務機
北九州市小倉北区若富士町1番10号
- 5 落札金額
1, 164万4, 754円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成29年5月23日
- 8 落札方式
最低価格による。